

指定介護(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所

重要事項説明書

当事業所は、ご利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供いたします。

当事業所の概要や提供いたしますサービスの内容及び契約上重要な事項について、次の通り説明いたします。

当事業所のサービスのご利用は、原則として認知症の認定及び要介護認定の「要支援2」及び「要介護 1・2・3・4・5」と認定された方がご利用の対象となります。

1. 事業所の概要について

- (1) 法人名 株式会社 アリスジャパン
- (2) 所在地 福山市王子町二丁目 11 番 6 号
- (3) 電話番号 (084)923-0721
- (4) 代表者 代表取締役 伊藤 健二
- (5) 設立年月日 昭和 64 年 1 月 4 日

2. 当事業所の概要について

- (1) 当事業所の種類 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所
事業所指定番号 3390500084

- (2) 当事業所の目的

当事業所は、介護保険法令に従い、入居者が家庭的な環境の中で自由性を最大限に尊重し、尊厳を持って生活できるよう、入浴・食事・排泄等の介護、その他日常生活上のお世話をを行い、その有する能力に応じ可能な限り、在宅生活に近い日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、ご利用者に介護サービスを提供します。

- (3) 当事業所の名称 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所
グループホーム 菊の里
- (4) 事業所の所在地 笠岡市吉田字山中 39 番 1
- (5) 電話番号 0865-69-5588
- (6) 管理者氏名 藪田 由理

(7) 当事業所の運営方針

- ① 当事業所は、要支援 2 及び要介護 1～5 と認定された方で、共同生活住居において家庭的な環境の中で自由性を最大限に尊重し、尊厳を持って生活できるよう、入浴・食事・排泄の介護、それぞれの心身機能の特性を踏まえて、ご利用者の有する能力に応じた日常生活が営めるよう介護(介護予防)サービスを継続的に提供する。
- ② 当事業所は社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図ると同時に在宅での介護負担の軽減を図り、精神的・肉体的負担の軽減に資することを目的とする。
- ③ 当事業所は、介護(介護予防)サービス提供に当たって、関係行政機関・保健医療福祉関連機関・介護保険施設・居宅介護支援事業所・居宅サービス事業者と連携を密にし、資質の向上に努めます。

(8) 開設年月日 平成 23 年 4 月 1 日

(9) 利用定員 18 名

(10) 通常の事業実施地域 笠岡市内

(11) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	毎日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
サービス提供時間	24 時間 (通常のサービス提供時間は午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分)

3. 職員の配置状況について

当事業所では、ご利用者に対して指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、次の職種の職員を配置しております。なお、職員の配置については介護保険指定基準を厳守しております。

職種	常勤換算
1. 管理者(所長)	1 名
2. サービス計画担当者	1 名
3. 介護職員	12 名(常勤)

4. 当事業所が提供するサービス内容について

(1) 食事

- ・当事業所は、ご利用者と職員と共同で調理をいたします。
- ・当事業所は、季節野菜を使用した料理・行事食など工夫した食事を提供いたします。
- ・当事業所は、ご利用者の嗜好を考慮した食事を提供いたします。
- ・当事業所は、ご利用者の自立促進のため、原則食堂で食事をしていただきます。

- (2) 入浴
 - ・当事業所は、入浴の介助または清拭を行い、ご利用者の身体保清に努めます。
 - ・当事業所は、ご利用者が安全に入浴できるよう配慮いたします。
- (3) 排泄介助サービス
 - ・当事業所は、ご利用者の排泄の援助をいたします。
(紙おむつ・はくパンツなどの消耗品等は実費をいただきます。)
- (4) 洗濯及び掃除
 - ・当事業所は、洗濯・掃除の援助をいたします。
- (5) その他
 - ・当事業所は、家庭的な環境の中で、季節行事・野菜作り・レクリエーションなどの教養娯楽に資するサービスを提供いたします。

5. 利用料金について

次の利用料金表によってお支払いください。

(利用料金は、ご利用者の介護度により異なります。)

(1)基本料金(介護保険給付対象)

利用料金表(介護費用の個人負担)

介護度	1日当たり	1ヶ月(30日)
要支援 2	749 円	22,470円
要介護 1	753 円	22,590円
要介護 2	788 円	23,640円
要介護 3	812 円	24,360円
要介護 4	828 円	24,840円
要介護 5	845 円	25,350円

* 初期加算

入居日から30日間、1日当たり30円の初期加算が必要です。

30日を超える病院又は診療所への入院の後に再び入居した場合も初期加算が必要です。

*介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 特定単位数にサービス別加算率(17.8%)
を乗じた単位数で算定する。

***医療連携体制加算**

・医療連携体制加算は、環境の変化に影響を受けやすい認知症高齢者が、可能な限り継続して指定認知症対応型共同生活介護事業所で生活を継続できるように、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となったりした場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するものである。

医療連携体制加算 1日あたり 37円の加算

***看取り介護加算**

<算定要件>

- ① 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者。
- ② 利用者又はその家族等の同意を得て、利用者の介護に係る計画が作成されている。
- ③ 医師、看護師、介護職員等が共同して、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時説明を行い、同意を得て介護が行われている。
- ④ 医療連携体制加算対象事業所であること。

看取り介護加算

(死亡日以前 31日以上 45日以下) 72円/日

(死亡日以前 4日以上 30日以下) 144円/日

(死亡日前日及び前々日) 680円/日

(死亡日) 1280円/日

***サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)**

事業所における介護職員の総数のうち、介護福祉士が占める割合が60%以上であること。また、定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。以上のいずれにも該当すれば、

サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) 1日あたり 6円の加算

***若年性認知症利用者受入加算**

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合(65歳の誕生日の前々日までは対象)

若年性認知症利用者受入加算 1日あたり 120円の加算

(2)共通にかかる費用

- *家賃（部屋代） 1,450円/1日あたりの部屋代
（入院等で居室に居住されていなくても、居室を確保する場合は部屋代を徴収させていただきます）
- *管理費 3,500円/1ヶ月の事務費
（1日でも在籍された場合申し受けます）
- *光熱費 1,000円/1日あたりの光熱水費
- *食材費 1,400円/1日あたりの食材料費
（朝食300円・昼食550円・夕食550円 おやつ代含む）
- *退去時相談援助加算 400円/1回を限度
（退居される場合自宅や地域での生活が維持できるよう援助させていただく場合算定いたします）

(3)その他の料金

*入居時費用

退居時の居室清掃代（2万円）は、実費を頂きます。入居の際に、2万円を徴収させて頂きます。但し、利用中に著しく居室が汚染した場合、居室の内部に損傷等が発生した場合は、居室清掃代又は修繕費を別途お支払い頂きます。

*レクリエーション活動費・・・実費

ご利用者のご希望により、手芸等で材料代など費用が発生する場合は別途徴収させていただきます。

*日常生活上必要となる諸費用

（理美容・嗜好品・おむつ・紙パンツなど日常生活上必要となる消耗品等で、ご利用者に負担をいただくことが適当と認められる諸費用。）

*複写物の交付(1枚当たり)・・・10円

（ご利用者は、サービス提供記録をいつでも閲覧できますが、複写を必要とする場合にかかる費用です。）

*個別電気器具使用料（一機一日)・・・50円

（ご利用者の希望により居室に、電気器具を持ち込まれた場合、使用料を別途頂きます。）

6. 利用料の支払い方法について

当事業所は、前月利用料金の合計額の請求書及び明細書を、ご利用の翌月5日までに作成します、請求書及び明細書は指定いただきましたお送り先のご住所にお送りさせていただきます。

ご利用者の方、または支払い責任者の方は請求書を受けられましたら、その月の10日までにお支払いをお済ませください。確認後領収書を発行いたします。

7. 事故発生時の対応について

ご利用中に事故が発生した場合は次のような対応をさせていただきます。

- (1)身体的な急変等が発生した場合は、状態の把握をしたうえで協力病院である、平山内科整形外科クリニックへ搬送し受診いたします。
- (2)負傷等が発生した場合は、救急手当を行い重症であれば、協力病院の受診を行い、しかるべき医療を受けていただきます。
- (3)レクリエーション等で外出の際、上記の状況等が発生した場合においては、緊急搬送等により外出先の、近接する救急医療機関等の受診を行います。
- (4)いずれの場合においても、ご家族様や入居時にお届けいただきました緊急連絡先へご連絡いたします。

8. 身体拘束禁止について

当事業所はご利用者の身体拘束その他入居者の行動を制限する行為は行いません。ただしご利用者本人、その他のご利用者に対し生命及び身体を保護する必要がある場合は、あらかじめご利用者ご家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体拘束の態様及び目的、時間、期間の説明を文書で行い同意をいただいた場合に限り身体拘束を行う場合があります。その必要がなくなった時点で解除いたします。

9. 退居について

ご利用中にもかかわらず次のような場合は退居していただく場合があります。

- (1)ご利用者の身体的状態が悪化し、適切な介護サービスの提供が不可能になった場合。
- (2)ご利用者の医療的な状態が悪化し回復のめどがない場合、また入院の必要がありその期間が2ヶ月以上に及び退院の目途が立たない場合、若しくは退院後施設へ復帰の目途が立たない場合。
- (3)ご利用いただいた期間の費用について督促にもかかわらず、2ヶ月以上支払いが無い場合。

10 . 苦情の受付について

(1)当事業所における苦情の受付

当事業所に対する苦情や相談は次の専用窓口で受付ます。

* 苦情受付窓口(担当者)

管理者(所長) 藪田 由理

* 受付時間

毎週月曜日から土曜日午前8時30分から午後5時30分

* 苦情受付ボックスを窓口に設置していますのでご利用ください。

(2)行政機関及びその他苦情受付機関

* 笠岡市健康福祉部長寿支援課

(0865) 69-2139

* 笠岡市地域包括支援センター

(0865) 62-6662

* 岡山県国民健康保険団体連合会介護保険課

(086)223-8811